

2. 再エネ地域共生促進税の概要

まとめ

項目	内容
課 税 客 体	0.5haを超える森林の開発行為を行った区域内に設置し、発電事業の用に供することができる太陽光発電・風力発電・バイオマス発電設備
納 税 義 務 者	課税客体となる再エネ発電設備の所有者
課 税 標 準	再エネ発電設備の総発電出力 (kW)
税 率	再エネ種別ごとに、FIT制度の調達価格に応じて※設定 (円／kW) ※バイオマスを除く
非 課 税	地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業として市町村長の認定を受けた事業計画に基づき使用される再エネ発電設備 等
適 用 除 外	施行日時点で、稼働済み及び着工済み（一部例外あり）の施設は課税対象外
条 例 の 有 効 期 間	5年（3～5年程度を目途に見直しを実施）

税収があった場合には、本税の趣旨から、再エネ発電施設の適地誘導や、地域の環境保全のための活動基盤の整備等への活用を想定

2. 再エネ地域共生促進税の概要

課税額の計算方法 ③計算例



例：①非FITの太陽光発電設備（3MW）の場合

$$3,000[\text{kW}] \times 620[\text{円}/\text{kW}] = 186\text{万円}/\text{年}$$

②平成27年度にFIT認定を得た風力発電設備（10MW）の場合

調達価格…22円（税抜）

$$10,000[\text{kW}] \times 4,740[\text{円}/\text{kW}] = 47,400\text{万円}/\text{年}$$

③バイオマス発電設備（1.5MWで、開発区域内の再エネ発電設備等の設置面積が全体の1/2）
の場合

$$1,500[\text{kW}] \times 1/2 \times 1,050[\text{円}/\text{kW}] = 78万7,500\text{円}/\text{年}$$

2. 再エネ地域共生促進税の概要

課税額の計算方法 ②税率

▶太陽光・風力発電設備に係るFIT認定設備については、税抜調達価格（調達価格から消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた額）に応じて区分

●太陽光発電設備

FIT 価格等	10円未満 ※	10円以上 11円未満	11円以上 12円未満	12円以上 13円未満	13円以上 14円未満	14円以上 15円未満	15円以上 16円未満	16円以上 17円未満
税率 [円/kW]	620	760	1,050	1,340	1,630	1,920	2,210	2,500
FIT 価格等	17円以上 18円未満	18円以上 21円未満	21円以上 24円未満	24円以上 27円未満	27円以上 29円未満	29円以上 32円未満	32円以上 36円未満	36円以上
税率 [円/kW]	2,790	3,080	3,960	4,840	5,710	6,300	7,170	8,340

●風力発電設備

FIT 価格等	16円未満 ※	16円以上 17円未満	17円以上 18円未満	18円以上 19円未満	19円以上 20円未満	20円以上
税率 [円/kW]	2,470	2,920	3,380	3,830	4,290	4,740

●バイオマス発電設備：税率 1,050円/kW

※FIT制度による調達価格が
10円未満（太陽光）、
16円未満（風力）の場合に加え、
非FIT・FIPの発電設備を含む。

2. 再エネ地域共生促進税の概要

課税対象とならない場合

【非課税となる再エネ発電設備】

- ① 国又は地方公共団体が所有するもの
- ② 国、地方公共団体又は土地開発公社により開発行為が行われた区域に設置されたもの
- ③ 太陽光を再生可能エネルギー源とするものであって、家屋（住家、店舗、工場等）の屋根等にパワーコンディショナを除く全部が設置されたもの
- ④ その全部が、**地球温暖化対策の推進に関する法律**に規定する**認定地域脱炭素化促進事業計画**に基づき使用されるもの
- ⑤ その全部が、**農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律**に規定する**認定設備整備計画**に基づき使用される場合のもの
- ⑥ ④、⑤に準ずるものとして市町村長が認め、知事が認定した事業計画に基づき使用されるもの

地域と共生した再エネ事業

※ 複数の市町村に事業区域がまたがり、片方の市町村でしか認定が得られない場合等は、非課税とはならず、総発電出力を設置面積で按分し、課税標準を算出

【地域脱炭素化促進事業、農山漁村再エネ法による認定設備整備計画、準ずる事業の整理】

	①認定地域脱炭素化促進事業	②認定設備整備計画に基づき行われる事業	③準ずる事業
根拠法令	温対法	農山漁村再エネ法	再エネ地域共生促進税条例
認定者	市町村	市町村	宮城県知事 (市町村長が①、②に準ずると認め、宮城県知事が認定する)
市町村における 計画の策定	地方公共団体実行計画（区域施策編）の 策定が必要	農山漁村再エネ法に基づく基本計画の策定が必要	不要
市町村における 区域の設定	地方公共団体実行計画（区域施策編）において、 促進区域の設定が必要	基本計画において、「再生可能エネルギー発電設備 の整備を促進する区域」の設定が必要	不要
要件	「地域の環境の保全のための取組」や、「地域の経 済及び社会の持続的発展に資する取組」等の 配慮すべき事項の遵守	「農林漁業の健全な発展に資する取組」や「自然 環境の保全との調和」等の配慮すべき事項の遵守	①、②に準じた取組が求められる
再エネ地域共生 促進税の課税	非課税	非課税	非課税
イメージ図	<p>促進区域</p> <p>認定地域脱炭素化促進事業 に基づき使用される再エネ設備</p>	<p>再生可能エネルギー発電設備の 整備を促進する区域</p> <p>認定設備整備計画に基づき 使用される再エネ設備</p>	<p>①、②に「準ずる事業」として認定された計画に に基づき使用される再エネ発電設備</p>
本ガイドライン 内の用語	「促進事業等」		